

カナダからの家きん肉等の輸入一時停止措置について

1. 今般、カナダにおいて鳥インフルエンザ(血清亜型H5)の発生があった旨、カナダ政府から報告があった。
2. これを受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、カナダからの家きん、家きん肉等の輸入を本日付で一時停止することとし、当該発生についてカナダ政府へ詳細な情報提供を求ることとし、関係機関に通知したところである。

発生国から家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

(参考)カナダからの輸入実績(平成16年)

	家きん肉	家きん肉調整品
カナダ	71トン(0.02)	13トン(0.006)

出展:財務省貿易統計、かっこ内は輸入総量に占める割合(%)

【問い合わせ先】
消費・安全局動物衛生課
国際衛生対策室
代表:03-3502-8111(内線3191、3197)
直通:03-3502-8295
担当:鎌川、林